



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおける大学教授の独立 ―憲法院一九八四年一月二〇日判決をめぐって―
Author(s)	中村, 睦男; NAKAMURA, Mutsuo
Citation	北大法学論集, 39(5-6下), 593-605
Issue Date	1989-10-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16666">https://hdl.handle.net/2115/16666</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(5-6)2_p593-605.pdf



# フランスにおける大学教授の独立

——憲法院一九八四年一月二〇日判決をめぐって——

中村睦男

## 目次

- 一 はじめに
- 二 憲法院への提訴
- 三 憲法院判決の概要
- 四 憲法上の論点の検討

## 一 はじめに

フランス憲法院は、一九八四年一月二〇日判決<sup>(1)</sup>において、高等教育に関する法律の規定のうち、すべての範疇の教員が単一選挙母体 (collège électoral unique) を構成して大学評議会 (conseil d'administration) に教授の代表を選挙する規定を、教員の表現の自由と独立および教授の独立の観点から違憲と判断して注目された。この憲法院の違憲判決によって違憲とされた諸規定を取り除いて、一九八四年一月二六日の高等教育に関する法律が制定された<sup>(2)</sup>。この法律は、社会党ミッテラン政権が政権担当後行政上の大改革として行った地方分権化と公役務の民主化の諸施策のうち、公役務の民主化の一環として、大学職員および大学の利用者である学生を大学の行政に参加させることによつてより民主的な新しい大学を創造しようとしたものであり、そして、支配的な諸組合が最も重視していた条項が憲法院によつて違憲と判断されたのである<sup>(3)</sup>。

一九八一年六月一日および二二日の国民議会選挙における社会党の勝利によつて六月二三日に成立した第二次モロワ内閣のアラン・サヴァリイ (Alain Savary) 国民教育大臣は、直ちに高等教育改革に関心を示し、同年九月一七日には、新たに高

等教育の方向づけの法律を一九八二年秋に議会に提案すること預告した<sup>(4)</sup>。一九八一年一月に新しい法案の準備作業を行うために、クロード・ジャンテ (Claude Jante) を委員長とし、大学教授と国民教育省の幹部職員で構成される委員会を設置した。ジャンテ委員会の検討を経て、幾つかの草案が起草された。国民教育大臣は、一九八二年一〇月八日に、大学学長会議、技師免状を交付する公立施設および学校責任者総会の構成員、および大施設の責任者に対して、次のように法案の主要な方針を示した<sup>(5)</sup>。

- ・ 一九六八年法によつて与えられた三つの原則、即ち、学際性、自治および参加への固執、同時により前進させる意志。
- ・ 学生をより多数集め、社会的不平等を減少させ、そして他の工業国と比べて認められる遅れを取り戻す必要性。

- ・ 高等教育の増大する発展および契約による政策の作成。
- ・ 一方では専門学校と学院、他方では大学という二つの大きな養成方式の接近。

- ・ 大学教育の再組織化、二番目の課程で職業的目的が強められる三つの課程の維持。生涯教育が通常の、かつ完全に統合された任務になるべきである。

- ・ 高等教育の国際化の確立。

国民教育省によって作成された原案は、大学学長会議、高等教育・研究全国評議会、国民教育上級評議会、経済社会会議、コンセイユ・デタの諮問に付された。諮問のなかで出された意見を考慮して、国民教育大臣が議会の審議に付託した法案は、一九八三年五月二三日に配布された。法案の特徴として次の五点があげられている。<sup>(6)</sup>

① 高等教育の一つの公役務の創設。法律は、中等教育以後の公教育を行うすべての施設に適用される。

② 教育は課程 (cycles) によって組織される。第一課程は、方向づけの任務を確立し、発展させる。第二課程のなかで、教育は職業化され、選択が許される。第三課程は、研究による研究に向けての教育である。

③ 法律によって創設された施設は、「科学的・文化的・職業的性格を有する公施設法人」(établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel) である。

④ 県、地域および全国組織の構造のみが示され、それらの権限、役割および構成は明らかにされていない。

⑤ 法律によって創設された新しい状態への移行の条件については、一年の期間が高等教育施設に規程の改正のために与えられる。教育研究単位 (unités d'enseignement et de recherche)

が廃止され、複数の学問分野に属する教員 II 研究員によって構成される教育研究単位 (unités de formation et de recherche) に代えられる。

国民議会での法案の審議は一九八三年五月二四日に始められたが、議会の内外での反対もかなり強かった。国民議会では、幾つかの修正が加えられた後、高等教育に関する法律案は、一九八三年六月一〇日に賛成三二五名、反対一六〇名で可決された。元老院は、一九八三年一〇月二六日に法案の審議を開始した。元老院は、高等教育公役務の概念を否定して、法律の適用範囲を、大学以外の高等教育施設が加わる可能性を残しつつ、大学に厳格に限定すること、大学評議会の構成について、教授の代表を強化し、また、単一選挙母体の概念を放棄することなど、重要な点に修正を加え、一九八三年一月一五日に賛成二〇四名、反対一〇四名で法案を可決した。両議院の意見が一致していないため、同年二月一日に両院協議会が開かれたが、両議院の意見が対立したまま成案を得ることができなかった。国民議会は、第二回審議 (deuxième lecture) で審議し、一九八三年一〇月一〇日に第一回審議で採択した法案に非常に近い内容の法案を同年十二月一〇日に可決した。元老院は、一二月一五日の会議で、一般討論の後、国民議会によって新たに採択

された法案を審議の対象としないことを決定して、その法案を賛成二〇六名、反対一〇六名で否決した。そこで、国民議会は、一月二〇日、第三回審議で、賛成三二六名、反対一六一名で法案を可決したのである。<sup>(7)</sup>

## 二 憲法院への提訴

高等教育に関する法律案が国民議会で最終的に可決された後、一月二二日には、保守系の中道連合および共和国連合(RPR)の一〇〇名の元老院議員が、翌二三日には、同じく保守系の共和国連合(RPR)およびフランス民主連合(UDF)の八六名の国民議會議員から憲法院へ違憲の申立がなされた。

元老院議員からの違憲の申立は、教育の自由 (*liberté de l'enseignement*) の主張を中軸にすえている。<sup>(8)</sup> 教育の自由は、「憲法および憲法院判例によって保障された基本的自由」である。

そして、この教育の自由の原則が高等教育に適用されて、大学の自治と教授団の独立を要請するのである。大学の自治は、「大学および同類の施設が、執行権、政党、組合組織ならびにすべての圧力団体に対する十分な独立性をもって、現行法の尊重のなかで、自由に組織され、運営されることができるようになければならない」ことを意味する。教授団は、「その任務の遂行において真の独立性を享受する」のであり、その理由は、「教育および研究が批判と革新を内包し、いかなる強制も認識の発展と普及に作用すべきでない」からである。

具体的な法律の条文との関係では、「大学評議会」(*conseil d'administration*)、<sup>(9)</sup>「学術評議会」(*conseil scientifique*) および「教務・学生生活評議会」(*conseil des études et de la vie universitaire*)における教員代表の選挙母体を、教授、主任助手 (*maitre-assistant*)、助手といった異なる範疇に属する教員を一緒にして「単一選挙母体」(*college électoral unique*)とする旨定めた条項が、教員の代表を単一選挙母体から選挙することによって、教授の役割と地位を弱め、組合の影響力を強くすることになり、大学の自治と教授団の独立に反するということがある。

これに対して、国民議會議員からの違憲の申立の中心的な論

点は、教員代表の「単一選挙母体」を定める規定が代表の原則 (principe de représentation) に反するということである。<sup>9)</sup> すなわち、「その代表性が一の選挙された会議体において確保されなければならぬところの人または範疇のみが、彼等の代表者の選任に参加することが原則であること、この原則は、憲法第三条および、黙示的であるが必然的に一七八九年人権宣言第三条によつて政治的選挙に対して認められたものであること、他方、この原則に従つて投票を常に規制してきた共和国の諸法律から、被代表者のみが彼等の代表者の選挙に参加することが引き出されること、すべての行政的、職業的または社会的選挙において、さらにごく最近では、事業所評議会での被用者代表の選挙についての『公役務の民主化に関する』一九八三年七月二十七日法において、幹部または類似の資格を有する被用者のみが評議会における彼等の代表者の選挙に参加することが確実であること、さらに、代表性は、代表者が代表する任務を有する人または範疇以外の者からその委任を受けることを禁止するので、この原則は代表性の本質的に由来すること」というのである。

### 三 憲法院判決の概要

一九八四年一月二〇日に出された憲法院判決は、大学評議会における教員の代表者の選挙のために「単一選挙母体」を設ける高等教育に関する法律の規定を、提訴者から主張された教育の自由や代表性の原則ではなく、教員および研究者の表現の自由と独立、および教授の独立を根拠に違憲と判断した。まず、憲法上の論点について、本判决は次の三点に判断を加えた。

第一に、教育の自由については、「争われている規定は、教育の自由と抵触するのではなく、一の公役務の組織およびこの公役務の執行を担当する教員および研究員の権利と義務に関するものである」と判示して、教育の自由違反の主張を退けている。

第二に、教員および研究者の表現の自由と独立については、まず、「教員および研究員の身分規程は、当該公役務が要求する範囲内においてのみ、人間および市民の権利宣言第一条によつて保障された思想および意見の自由な伝達への権利を制限することができる」と判示して、一九八九年人権宣言第一条を参照している。ついで、憲法院の審査に服されている本法律第三条の「高等教育公役務は、非宗教的で、あらゆる政治的、

経済的、宗教的またはイデオロギー的支配から独立している。同公役務は、認識の客観性を旨とし、意見の多様性を尊重する。それは、教育および研究に、自由な科学的、創造的かつ批判的な発展の可能性を保障する」という規定をあげている。そして、以上のことから従って、「教育および研究の職務は、その性質じたいによって構成員の自由な表現および独立が、彼等に適用しうる規定によって保障されることを、役務の利益じたいにおいて、たんなる可能にするだけではなく、要求するものである」と判示して、大学の教員および研究員の表現の自由と独立を認めている。

第三に、教授の独立については、本法律第五五条が特別の選任を委託している教授に関しては、「独立の保障が、そのうえ、共和国の諸法律および特に国会議員と公務員との間の兼職禁止に関する規定によって承認された基本原則に由来する」と判示して、本判決は、教授の独立を共和国の諸法律によって承認された基本原則として認めている。

つきに、本判決は、以上のように導き出された、教員および研究員の表現の自由と独立、および教授の独立と憲法上の権利ないし原則を本件事案に適用して違憲と判断したのである。本法律によると、大学評議会において、教員および研究員の代表

は四〇ないし四五パーセントとなっており、そのうち教授の代表は他の教員代表と同数になっている。そして、教授代表の選挙は、他の教員代表の選挙と同様に、分離された選挙母体によって行われるのではなく、すべての範疇の教員を一緒にした単一選挙母体なのである。教員のなかで教授は少数派なので、教授の代表は実際上は主任助手と助手によって選出されることになるのである。

本判決は、そこで、「教授団と他の教員および研究員団との間に存する数的不均衡により、教授の独立は、このように設けられた方式によって種々の観点で脅かされている」と判示している。教授の独立は、まず、「講義計画の準備、学生の指導および教育チームの調整に関して、本法律第五五条の最後から二番目の項によって教授に課せられている特別の責任」の負担、「本法律第五六条二項によって規定された他の教員および研究員の職歴に関する個別的決定に対する教授の義務的参加」の特別の責任の負担において脅かれているのである。ついで、「本法律第二九条によって規定された懲戒機関のなかで、教授を審査する任務を持った組織を構成しなければならぬ教授は、すべての範疇が混合した教員II研究員全体によってそれ自身選ばれた教員II研究員の代表者の全体によって選任されること、そして、

教授は、教授になりたいの投票から生まれた代表者を審査員のうちに入れることができないこと」から、教授の独立は一層侵害されるのである。

#### 四 憲法上の論点の検討

##### (1) 教育の自由

憲法院判決は、元老院議員からの教育の自由違反の主張に対しては、問題とされた規定が教育の自由を抵触するものではないと判断している。憲法院の判例において、「教育の自由」(liberté de l'enseignement)を憲法上の原則として認めたのは、私学助成に関して、協同契約下の私立学校の教員に当該学校の固有の性格を尊重する義務を課した一九七七年法の規定が、教員の良心の自由に反しないかどうか問題になった事案についての一九七七年一月二三日判決<sup>(10)</sup>においてである。この判決は、「契約によって国家に拘束された学校の固有の性格の擁護は、教育の自由の原則の適用にすぎない」と判示して、私立学校の固有の性格の擁護を教育の自由の適用として認めるとともに、教育の自由の憲法上の根拠については、「この原則は、特に、一九三一年三月三十一日の財務法律第九一条で述べられているが、一九

四六年憲法前文によって再確認され、一九五八年憲法が憲法的価値を賦与している共和国の諸法律によって承認された基本原則の一つを構成している」と判示して、教育の自由が、「共和国の諸法律によって承認された基本原則」の一つであることを認めていたのである。<sup>(11)</sup>つまり、一九七七年判決は私立学校の自由について教育の自由を認めたのである。

一九八四年判決は、国立大学における教授の独立ないし自由について、これを教育の自由の問題として捉えなかつたのである。憲法院が大学における教授の独立ないし自由の問題を教育の自由の問題として捉えなかつた理由として、ゴドメ教授は次の二点を指摘している。<sup>(12)</sup>第一に、フランス法において教育の自由の意味が、私立学校教育 (enseignement privé) と公立学校教育 (enseignement public) の共存に歴史的に結びつけられていることである。そこで、フランスにおける高等教育の自由の問題を検討する任務を持った一八七〇年委員会は、高等教育の自由の問題を、大学の内部における自由の角度からではなく、「私立大学学部」(Facultés libres) の存在と特権の非常に特殊な面から取り扱っているのである。第二に、フランスの一九四六年憲法および一九五八年憲法のなかに、「芸術および学問、研究および教授は自由である」と規定した西ドイツ・ボン基本法

五条三項のような規定が欠けていることである。いずれにしろ、憲法院は、教育の自由に一九世紀のフランスの歴史に結びついたより厳密な意味を保持して、教育の自由そのものを援用しなかつたのである。

(2) 教員および研究員の表現の自由と独立

憲法院判決は、「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである」と規定した、一七八九年人権宣言第一条を根拠に大学における教員および研究員の表現の自由と独立を認めている。本判決によると、教員および研究員の表現の自由は、当該公役務が要求する範囲内においてのみ制限できるが、教育および研究の職務は、その性質じたいによつて、構成員の表現の自由と独立を要求するというのである。もともとフランスにおいて歴史的に、人権宣言第一条と高等教育における教育の自由とは関連があるとされている。<sup>(13)</sup>そこから、「憲法院が教育の自由を非公立学校教育の存在の保障に限定していることを残念に思うことが許されるとしても、一七八九年人権宣言第一条によつて定式化され、憲法院によつて判決理由の同じ文章の続きで援用されている思想および意見の自由な伝達への権利が、高等教育の教員および研究員に、教育の自由が確保しうる保護と同一の保護を与えていることを見なければならな

<sup>(14)</sup>という評釈にみられるように、実質的には大学における研究および教育の自由が人権宣言第一条を援用することによつて認められているのである。

教員および研究員の表現の自由と独立は、憲法院判決自身も引用しているが、本法律第五七条において、「教員、研究員、教員および研究員は、その教育の職務の行使およびその研究活動において、完全な独立と完全な表現の自由とを享有する。ただし、大学の伝統および本法の諸規定に基づいて、寛容と客観性の原則がこれらの者に課される」として規定されているところである。この規定は、一九六八年一月一二日の高等教育基本法 (loi d'orientation de l'enseignement supérieur) 三四条の規定を引き継いだものである。大学の教員は国家公務員としての身分を有するのであるが、この規定で認められている自由は、「たんに、すべての公務員に与えられている意見の自由 (liberté d'opinion) ではなく、この意見を表明する自由であり、かつ、他のいかなる範疇の公務員に許されていない、職務の行使じたいにおける自由である」と解されている。<sup>(15)</sup>そして、ただし書の部分はいかなる制裁も伴わないものとされている。そして、教員または研究者としての資格で行う出版や談話ならびに彼等が参加する学会や研究会に関して、高等教育機関の構成が、何

らかの事前許可制に服するということは、大学の伝統にはないとされている。<sup>(16)</sup>

なお、教員および研究員の表現の自由と独立の根拠として人権宣言第一一条が援用されていることは、「教官の独立の要求を、たんに一の範疇の特権だけではなく、一の人権 (*droit de l'homme*) とする」ところにあることに注意しなければならぬ。<sup>(17)</sup>

### (3) 大学教授の独立

憲法院判決は、教員のうちでも特に教授については、一方では、「教授は、講義計画の準備、学生の指導、教育チームの調整について主たる責任を有する」と規定した本法律五五条が教授に特別の責任を委ねていること、他方では、特に国会議員と公務員との間の兼職禁止に関する諸規定から引き出される共和国の諸法律によって承認された基本原則に基づいて、教授のみが教授の独立を享有することを認めている。

フランスの公務員法において、公務員は公職選挙に立候補できるが、当選した場合には公職と公務員としての職務のどちらかを選択しなければならぬことになっている。これに対して、大学教授は例外とされ、一八四九年以来、国会議員との兼職が認められている。<sup>(18)</sup> そして、大学教授に与えられた国会議員との

兼職の可能性は、フランス憲法史に確固として根ざした伝統となっており、この大学教授に与えられた《特権》は、大学の自由の最も輝かしい表現の一つとなっているのである。<sup>(19)</sup>

大学教授と国会議員との兼職の歴史的経過は次のようになっている。フランス第二共和憲法である一九四八年一月四日憲法は、「すべての報酬を受ける公務は、人民代表の委任と両立しない。国民議会のいかなる構成員も、立法期間中、執行権によつて随意に選任される有給の公務に任命され、または昇進されることはできない」(二八条)と規定して、国会議員と公務員との兼職禁止の原則を明らかにしている。しかし、大学教授については、一八四九年三月一五日の法律は、第八六条「その職が競争試験または同僚によつてなされた推薦によつて与えられる教授が、国民議会が存在する場所においてその職務を行使する場合に」例外とすることを定めている。これは、一般の公務員は上司たる大臣に従順でその圧力に屈するものと考えられたのに対して、大学の正教授は、政府からの圧力があつても、それに抵抗できるだけ十分に政府から独立しているものと考えられたことによるのである。第二帝政は兼職禁止の例外を廃止したが、第三共和政になってから、下院議員の選挙に関する一九七五年一月三〇日の組織法律第九条は、「空席が生じた場合

に、競争試験または教授団の推薦に基づいて与えられる正教授」に對して例外を認めた。そして、この例外は一八八七年には元老院議員にも拡大されたのである。第四共和政下では、一九五〇年一月六日の法律第一条が、大学の正教授に例外を認めて、伝統を維持したのである。第五共和政になってからは、国会議員の資格要件と兼職禁止に関する組織法律を定める一九五八年一〇月二四日のオールドナンス第二条は、「選挙によつて任命されない公務の行使は、国民議会議員または元老院議員の委任と両立しない」と規定しつつ、「選挙の日に、空席の生じた場合に教授団の推薦に基づいて与えられた講座を担当し、または研究指導を担当する教授」を例外としているのである。

このように、第二共和政から第五共和政に至るまで四つの共和国において、ほぼ同一の文言で、組織法律によつて大学教授と国会議員との兼職が認められてきたのである。そこで、トゥールモンド教授は、一九七八年に発表した論文のなかで、「高等教育の教授が享有している伝統は、憲法のなかにしっかりと錨を下している」ことを指摘していた。一九八四年一月二〇日の憲法院判決が、教授の独立を、共和国の諸法律によつて承認された基本原則として認めた背景には、このような歴史的経過が存在するのである。フアヴォール教授も、本判決の評釈のなかで、

「憲法院が本件において行つた推論は、結社の結成に對する司法権による事前のコントロールの禁止を、憲法院が一九〇一年法により引き出した推論と少なくとも同程度に根拠のあるものである」という評価を与えている。

なお、本件において、大学教授の独立は、国家に對するものとして認められたのではなく、大学の内部において他の教員層に對して認められていることにも注意しなければならない。西ドイツでは、憲法裁判所一九七三年五月二九日判決が、大学の合議制機関および委員会の構成ならびにこれらの諸機関における大学構成員各グループ(教員、学問補助者、学生、事務職員)の代表者の参加を規定したニーターザクセンの臨時大学法の合憲性について判断し、研究と教授についての主たる責任者である教員には、学問、研究および教授の自由を保障した基本法五条三項の要請から、大学で行われる学問の管理について卓越した地位が認められなければならないことから、教員グループに研究および教授に關し決定的影響力が認められていない限りにおいて、ニーターザクセン大学臨時立法を違憲としたのである。<sup>(22)</sup>この西ドイツ憲法裁判所の判決は、フランスでも紹介されており、フランス憲法院判決との対比が本判決の評釈のなかでなされているのは興味深いところである。<sup>(24)</sup>

- (1) Journal Officiel, 21 janvier 1984, p. 363 ; Rec. p. 30 ; A. J. D. A., 1984, p. 163, note J. Boulouis ; R. D. P., 1984, p. 702, Comm. L. Favoreu ; D., 1984, p. 593, note F. Luchaire ; Gaz. Pal., 19-20 déc. 1984, Comm. L. Hamon ; Rev. Ad., 1984, p. 261, Comm. M. De Villiers.
- (2) 一九八四年の高等教育に関する法律については、滝沢正「大学—一九八四年一月二六日の法律第五二号」『日仏法学』一四号（一九八六年）七一頁、Jacques Minot, Les universités après la loi sur l'enseignement supérieur du 26 janvier 1984, collection 《L'administration nouvelle》, Berger-Levrault, 1984 参照。
- (3) フロク・ジャンノー（深瀬忠一訳）「フランス社会主義政権の経緯と行政上の大改革」『日仏法学』一三号（一九八四年）八八頁。
- (4) 以下、一九八四年法の制定経緯については、J. Minot, op. cit., p. 29 et suiv. を参照。
- (5) J. Minot, op. cit., p. 37.
- (6) J. Minot, op. cit., p. 42-43.
- (7) 一九八七年十二月二〇日に国民議会で最終的に可決された法案の原文は、Journal Officiel, Débats parlementaires, Assemblée Nationale, 21 décembre 1983, p. 6859-6867 に掲載されている。
- (8) 元老院議員からの憲法院への訴状は、Journal Officiel, Lois et décret, 21 janvier 1984, p. 370-371 に掲載されている。
- (9) 国民議会議員からの憲法院への訴状は、Journal Officiel, Lois et décrets, 21 janvier 1984, p. 371-372 に掲載されている。
- (10) Journal Officiel, 25 novembre 1977, p. 5530 ; Rec. p. 42 ; A. J. D. A., 1978, p. 565, note J. Rivero ; Gaz. Pal., 9-13 juin 1978, note J. F. Flauss ; R. D. P., 1978, p. 830, Comm. L. Favoreu.
- (11) 中村睦男「フランスにおける私学助成をめぐる憲法問題」今村成和教授退官記念『公法と経済法の諸問題』(有斐閣・一九八一年) 一三三頁。
- (12) Yves Gaudemet, L'indépendance des professeurs d'Université, principe commun des droits constitutionnels européens, D., 1984, Chronique XI, p. 126.
- (13) Louis Favoreu et Loïc Philip, Les grandes décisions

- du Conseil constitutionnel, 4e édit, Sirey, 1986, p. 633.
- (14) M. de Villiers, La décision 《Enseignement supérieur》 du 20 janvier 1984, Revue administrative, 1984, p. 261.
- (15) Jacques Minot et al., Les universités après la loi sur l'enseignement supérieur du 26 janvier 1984, Berger—Levrault, 1984, p. 218.
- (16) *ibid.*
- (17) M. de Villiers, *op. cit.*, p. 263.
- (18) フランスにおける大学教授と国会議員との兼職については、Bernard Toulemonde, Le cumul du mandat parlementaire avec l'exercice de la fonction de professeur de l'enseignement supérieur en France, R. D. P., 1978, p. 949 et suiv. 本論文によると、一九五八年以降、国民議会議員のなかで高等教育教員の数には、第一立法期（一九五八年—一九六二年）七名、第二立法期（一九六二年—一九六七年）六名、第三立法期（一九六七年—一九六八年）一〇名、第四立法期（一九六八年—一九七三年）二一名、第五立法期（一九七三年—一九七八年）
- 一一名になつてゐる（九五七頁）。国会議員に選挙された大学教授のうち、兼職を選出した者の割合については、第一次世界大戦前は大多数が兼職を選んでゐたが、第一次大戦後は、半数の者が兼職を選んでゐたようであり、第五共和政の第五立法期の国民議会においては、半数の者が兼職を選んだことが確認されるのである（九五八—九五九頁）。さらに、第五立法期において、兼職者の多数は法律家であることが指摘されており、また、当選した大学教授は初当選の時には政治家としての将来が不確定であることから、兼職を選ぶのに対して、再選の場合には大学を去ることがより多くなつてゐるものとされている（九五九頁）。
- (19) B. Toulemonde, *op. cit.*, p. 951.
- (20) B. Toulemonde, *op. cit.*, p. 955.
- (21) Louis Favoreu, Libertés locales et libertés universitaires. Les décisions du 20 janvier 1984, R. D. P., 1984, p. 709; L. Favoreu et L. Philip, *op. cit.*, p. 636—637.
- (22) 本判決のわが国における紹介として、阿部照哉『基本的人権の法理』（有斐閣・一九七六年）三〇七頁以下があ

№°

- (23) Michel Fromont, République Fédérale d'Allemagne. Les événements internationaux, législatifs et jurisprudentiels survenus en 1972 et 1973, R. D. P., 1975, p. 153 et suiv.
- (24) Y. Gaudemet, op. cit., p. 125 ; J. Boulouis, note précitée, A. J. D. A., 1984, p. 164 ; Jacques Robert, Le Conseil constitutionnel et l'Université, un nouveau principe, Le Monde, 26 janvier 1984 ; Bruno Genevois, La jurisprudence du Conseil constitutionnel, principes directeurs, Les Editions Sciences et Techniques Humaines, 1988, p. 222.

L'indépendance des professeurs d'Université en France.  
— La décision du Conseil constitutionnel du 20 janvier 1984. —

Mutsuo NAKAMURA\*

- I Introduction
- II Saisines du Conseil constitutionnel
- III Sommaire de la décision du Conseil constitutionnel
- IV Commentaire

---

\*Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido